

堺市・美原町任意合併協議会規約

(設置)

第1条 堺市及び美原町(以下「両市町」という。)は、合併に関する諸問題について協議を行うため、堺市・美原町任意合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項に基づく合併協議会の設置の準備に関する事項
- (2) 両市町の合併協議に必要な事項
- (3) 両市町の合併後の市町村建設計画の基本方針に関する事項
- (4) 両市町の合併後の事務事業のあり方に関する事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会が選出する議員(両市町各4名)
- (3) 両市町の長が協議して定める学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、両市町の長がその協議により、前条の委員の中から、これらを選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。

(会長の職務代理)

第5条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(関係職員の出席)

第7条 会長は、必要に応じ両市町の関係職員を会議に出席させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、堺市に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算)

第9条 協議会の予算は、別に定める。

(財務)

第10条 協議会の財務に関しては、堺市の財務に関する手続の例による。

(監査)

第11条 協議会の出納監査は、美原町の助役が行う。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成15年1月6日から施行する。